



報道資料

2023年5月17日

株式会社 中電工

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月27日開催予定の第107回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2023年3月31日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会から取締役へ業務執行権限を委任することによる迅速な意思決定と業務執行を可能とするとともに、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことによる取締役会の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記に伴う条数の変更、その他所要の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. その他

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月27日（予定）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社 中電工
業務本部 総務部 広報担当
TEL 082-291-9730

(下線は変更部分を示す。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事 2 電気通信工事 3 空調、冷暖房、給排水、衛生および環境汚染防止装置等の管工事 4 水道施設工事 5 防災設備、消防施設工事 6 鋼構造物工事 7 土木工事 8 建築工事 9 ほ装工事 10 塗装工事 11 とび・土工・コンクリート工事 12 電気機械器具類、機械装置類および建設用資材工具類の製造、販売、修理、設置工事および賃貸 13 電気通信事業 14 ソフトウェアおよび情報処理システムの企画、開発、販売、賃貸、運用および保守 15 建築物の設計および工事監理 16 発電および電気の供給に関する事業 17 前各号に関連するエンジニアリング、コンサルティングおよびメンテナンス業務 18 警備業 19 貨物運送業 20 不動産の売買、賃貸、仲介および管理 21 農業に関する事業 22 前各号に付帯または関連する一切の事業 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電気工事 (2) 電気通信工事 (3) 空調、冷暖房、給排水、衛生および環境汚染防止装置等の管工事 (4) 水道施設工事 (5) 防災設備、消防施設工事 (6) 鋼構造物工事 (7) 土木工事 (8) 建築工事 (9) 舗装工事 (10) 塗装工事 (11) とび・土工・コンクリート工事 (12) 電気機械器具類、機械装置類および建設用資材工具類の製造、販売、修理、設置工事および賃貸 (13) 電気通信事業 (14) ソフトウェアおよび情報処理システムの企画、開発、販売、賃貸、運用および保守 (15) 建築物の設計および工事監理 (16) 発電および電気の供給に関する事業 (17) 前各号に関連するエンジニアリング、コンサルティングおよびメンテナンス業務 (18) 警備業 (19) 貨物運送業 (20) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理 (21) 農業に関する事業 (22) 前各号に付帯または関連する一切の事業
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 (現行どおり)
<ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)</p>
<p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に規定する権利</p>	<p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に規定する権利</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第11条 (条文省略) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>第11条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>または取締役会から委任を受けた取締役の決定</u>によって選定し、これを公告する。</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第13条 (条文省略) 2 前項その他本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることができる。</p>	<p>第13条 (現行どおり) 2 前項その他本定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者となることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>(招集および招集権者)</p>	<p>(招集および招集権者)</p>
<p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要ある場合に随時これを招集する。</u> 2 (条文省略)</p>	<p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要があるときに随時これを招集する。</u> 2 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第21条 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u> (新設)</p>	<p>第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>10名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第 24 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任) 第 22 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 24 条 取締役 (<u>監査等委員を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(役付取締役) 第 25 条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名をおく。</u></p> <p>2 <u>取締役社長は、取締役会の決議に従い会社の業務を総理する。</u></p> <p>(代表取締役) 第 26 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役社長は当会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>前項のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 25 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から取締役社長 1 名をおく。</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から取締役会長 1 名をおくことができる。取締役会長をおいた場合は、本定款第 14 条、第 16 条、第 27 条および第 28 条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>取締役社長は、取締役会の決議に従い会社の業務を総理する。取締役会長をおいた場合</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>は、取締役会長は会社の業務を総理し、取締役社長は会社の業務の執行を統轄する。</u></p>
<p>(会長)</p> <p><u>第 27 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名をおくことができる。</u></p> <p><u>2 取締役会長は当会社を代表する。</u></p> <p><u>3 取締役会長をおいた場合には、取締役会長は会社の業務を総理し、取締役社長は会社の業務の執行を統轄する。</u></p> <p><u>4 取締役会長をおいた場合には、本定款第 14 条、第 16 条、第 29 条および第 30 条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 28 条 ～ (条文省略) 第 29 条</p> <p>(取締役会の招集権者および招集通知)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役<u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 31 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 32 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、<u>取締役の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 26 条 ～ (現行どおり) 第 27 条</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 29 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 30 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について<u>取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 31 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第33条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第36条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役との責任限定契約) 第37条 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、<u>当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約) 第36条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により</u>、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、<u>同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数) 第38条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第39条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の解任) 第40条 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第41条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 4 <u>前項の補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役および常任監査役)</u> <u>第42条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 2 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第43条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第44条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第45条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第46条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	(削除)
<p><u>第47条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>(監査役の実任免除)</p>	(削除)
<p><u>第48条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	
<p>(監査役との責任限定契約)</p>	(削除)
<p><u>第49条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第37条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第38条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第39条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第40条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席し</u></p>

現行定款	変更案
	<u>た監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第50条 ～ 第51条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第52条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第53条 当社は、会計監査人との間で、<u>当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に基づく契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第54条 ～ 第57条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第41条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条 ～ 第43条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>(会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第45条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条 ～ 第49条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、取締役会の決議によって、法令の限度において、第107回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第107回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第49条の定めるところによる。</u></p>